

神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する学識経験者会議開催要綱

平成 28 年 7 月 26 日

環境局長決定

改正 令和 4 年 7 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成 28 年神戸市条例第 8 号。以下「条例」という。）の目的の達成に向けて、堆積者に対する福祉的・医療的支援や経済的支援、条例に基づく措置を実施するに当たり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する学識経験者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 環境局長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 環境局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の非公開)

第 5 条 会議は、神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条第 1 号に該当する情報について意見交換を行うため、公開しない。ただし、環境局長が公開すると決めたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を公開するときの会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、環境局業務課地域環境担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。